

令和4年度(2022年度)熊本市高齢介護福祉施設整備に係る事前協議 Q&A

整理番号	施設種別	質問項目	質問	回答
1	認知症高齢者グループホーム	施設整備費補助金	事前協議関係資料P4の表中、認知症高齢者グループホームについては、「増床(ユニット)が補助対象となるかどうかは確認中」とあるが、結論を示されたい。	<p>増床(ユニット)も補助対象となる。上限額は次のとおりであるが、単価変動の可能性や補助金自体がなくなる可能性もあり確約できるものではないため、余裕を持った資金計画を立てること。</p> <p>①既存施設創設時に当該補助金の交付を受けていない場合は、上限額は通常の創設の場合と同様、33,600千円とする。</p> <p>②既存施設創設時に当該補助金の交付を受けている場合は、次のとおり増床後の床数が18床を超える場合のみ補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設1ユニット・9床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、1ユニット・9床増床し、計2ユニット・18床とする場合 →増床後の床数が18床を超えないため補助対象としない。</li> <li>・既存施設1ユニット・9床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、2ユニット・18床増床し、計3ユニット・27床とする場合 →上限額は16,800千円とする。</li> <li>・既存施設2ユニット・18床について、当時、当該補助金の交付を受けており、今回、1ユニット・9床増床し、計3ユニット・27床とする場合 →上限額は16,800千円とする。</li> </ul>
2	共通	融資証明書等	事前協議関係資料P30の5(1)中、「・借入金…融資証明書等で確認 ※福祉医療機構からの借入の場合は貸付金限度額計算表で確認」とあるが、融資証明書等について様式の指定はあるか。また、貸付金限度額計算表は、同機構HPにおいて書類名「機構借入金額算出内訳」と表示されているエクセルファイルでよいか。	<p>融資証明書等については、融資の証明が書面上確認可能なものであれば、金融機関が通常発行している当該金融機関の様式で構わず、特段様式の指定はない。</p> <p>また、貸付金限度額計算表は、同機構HPにおいて書類名「機構借入金額算出内訳」と表示されているエクセルファイルでよい。</p>
3	広域型特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム	短期入所生活介護事業所の併設	広域型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに短期入所生活介護事業所の併設は可能か。また、短期入所生活介護事業所に係る施設整備費補助金はあるか。	<p>広域型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームのいずれも短期入所生活介護事業所の併設は可能である。</p> <p>また、施設整備費補助金は事前協議関係資料P4の表のとおりであり、短期入所生活介護事業所に係る施設整備費補助金は現時点で予定していない。</p>